

会議録

令和6年度第12回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和7年3月27日（木） 開会：午後2時01分 閉会：午後3時44分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出席 委員名	教育長職務代理者 前泊 直子 教育委員 中尾 忠筈 教育委員 平良 智枝子 教育委員 根間 玄隆	
事務局員	(教育部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：天久 珠江 (教育総務課) 教育総務課長：平良 文太郎 補佐兼係長：平良 貴司 総務係長：我如古 千佳枝 総務係主事：譜久島 春菜	
説明員	(生涯学習振興課) 課長：梶原 健次 係長：屋嘉比 良太 係長：與那嶺 勝大 (学校教育課) 課長：村上 健輔 係長：伊川 晶子 (教育総務課) 課長：平良 文太郎 主事：譜久島 春菜	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	承認
報告	会議録の承認について（令和6年度第11回定例会）	承認
議案第52号	教育長職務代理者報告	原案可決
議案第53号	宮古島市宮古方言保存継承事業補助金交付要綱の制定について	修正可決
議案第54号	宮古島市社会教育活動補助金交付要綱の制定について	原案可決
議案第55号	宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第56号	宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正について	原案可決
議案第57号	宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について	原案可決
報告第8号	宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱の一部改正について 臨時代理処分の報告について（令和7年度宮古島市教育委員会職員の人事異動（追加）について）	原案可決 承認
その他の その他の その他の	令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について 令和7年度宮古島市未来創造センター長及び宮古島市立教育研究所所長の任用について	

会議録

前泊教育長職務 代理者	これより令和6年度第12回宮古島市教育委員会（定例会）を開催します。 本日は、全員出席です。
前泊教育長職務 代理者	それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議 録署名委員に中尾忠作委員を指名します。よろしくお願ひします。
前泊教育長職務 代理者	会議録は、今、準備中ですので、先に日程第3から進めたいと思います。 日程第3「教育長職務代理者報告」です。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課 平良課長	(資料を読み上げて説明)
前泊教育長職務 代理者	説明が終わりました。 質疑があればお願ひします。
前泊教育長職務 代理者	(質疑なし)
前泊教育長職務 代理者	質疑はないようですので、教育長職務代理者報告については承認とします。
前泊教育長職務 代理者	それでは、日程第2に戻ります。 日程第2「会議録の承認について」です。令和6年度第11回宮古島市教育 委員会（定例会）の会議録です。 しばらく時間を置きますので、ご確認をお願いします。
前泊教育長職務 代理者	目を通してくださいましたでしょうか。質疑があればお願ひします。 (質疑なし)
前泊教育長職務 代理者	それでは、令和6年度第11回宮古島市教育委員会（定例会）の会議録に ついて承認としてよろしいでしょうか。
	(異議なし)

前泊教育長職務 代理者	それでは、日程第2「会議録の承認について」は承認といたします。
前泊教育長職務 代理者	<p>次に、日程第4「議案第52号 宮古島市宮古方言保存継承事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>生涯学習振興課の梶原です。「議案第52号 宮古島市宮古方言保存継承事業補助金交付要綱の制定について」ご説明いたします。</p> <p>皆さんお手元の資料のほうで御覧ください。「議案第52号 宮古島市宮古方言保存継承事業補助金交付要綱の制定について」、提案理由、令和7年度より沖縄振興特別推進交付金を活用した宮古方言保存継承事業実施のため、新たに要綱を制定する必要があるので、本案を提出します。</p> <p>別紙で要綱案はついておりますが、まず事業のアウトラインから冒頭のほうで説明させていただきます。</p> <p>ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、大正時代にロシア人の語学研究者ニコライ・ネフスキイという方がいらっしゃって、旧平良市のときに彼が記した手書きのノートを、こういう複写本として刊行しております。上下巻合わせてたくさんあるのですけれども、その当時の宮古島の方言を丹念に再録して、ロシア語と、それから必要に応じて発音記号あるいは日本語なんかで記載されています。この当時の方言を詳細に記した資料はほとんどなくて、当時はむしろ方言というのはかなり軽視されていた時代でしたので、こういった資料が残っているというのは、非常に貴重な資料であります。</p> <p>今、宮古においては、方言の使用頻度も随分少なくなっていました。それから、方言の使われる頻度だけではなくて、方言の意味するところだとか、そういうしたものも随分薄くなっています。方言を保存、継承していくための取組というのはいろいろ考えられますが、その一つの手段として、複写のネフスキイノートを活字化して、日本語化して、市民一般が手に取れるようになります。これに関しては、ポーランドの言語研究者の方がある程度活字にしたものがあるのですが、基本的にはロシア語と英語なので、これも一般の方が手に取るにはハードルが非常に高過ぎるということで、今回文化協会が事業主体となって、これをきちんと日本語化した状態で出版をしたいと考えています。出版すること自体がゴールではありませんで、この編集作業の過程あるいは出版した後も含めて、講演会やシンポジウム、新しい日本語版刊行を通して方言普及活動にさらに力を入れてい</p>

	<p>きたいということで事業提案がありまして、これをいわゆる一括交付金の制度を利用して事業を進めていこうという制度です。</p> <p>教育委員会のほうとしては、一括交付金の事業主体という形、実際の事業そのものは文化協会のほうに補助金を出して、事業そのものは文化協会が進めるという形になっておりますということで提案させていただいた補助金の交付要綱というのは、その事業に必要な資金を文化協会のほうに出すというものです。</p> <p>事業年度は、令和7年度から令和10年度まで、4年間かけて行います。最初の年だけ金額が1500万超えるということになっていますが、それ以降は教育長の決裁範囲内になっていますので、この要綱の中では、部分によつては市長決裁に基づいて行うのは最初の年だけ、2年目以降は教育長決裁の仕事という形になります。その点で、この要綱をちょっとお聞きいただければと思います。</p> <p>では、ただいまより読み上げながら説明いたします。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>(資料を読み上げて説明)</p> <p>様式なのですが、一部訂正がありまして、申し訳ありません。6ページを御覧いただけますでしょうか。様式第2号です。お配りされているとおり、様式のほうで一部、文書番号、文書の記号なのですけれども、「宮教委指令」と書くべきところを「宮古島市教育委員会指令」というふうに書いてあります。正しくは「宮教委指令」というところで、様式2号から7号まで文書記号が間違っておりますので、それは訂正をさせてください。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>様式については、新たに配られているのが正しいということで説明が終わりました。お手元の資料をご確認いただき、質疑があればお願いします。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
前泊教育長職務 代理者	それでは、「議案第52号 宮古島市宮古方言保存継承事業補助金交付要綱の制定について」は原案のとおり可決といたします。
前泊教育長職務 代理者	次に、日程第5「議案第53号 宮古島市社会教育活動補助金交付要綱の制定について」を議題とします。 それでは説明をお願いします。
生涯学習振興課 梶原課長	「議案第53号 宮古島市社会教育活動補助金交付要綱の制定について」ご説明いたします。 提案理由です。現在補助金の交付に際し、内規を基に交付を行っているのですが、業務遂行において要綱を定めるのが適当でありますので、本案を提案いたします。 めぐっていただきまして、補助金交付要綱、2ページとして番号が振られていますが、現在、平成18年の教育長決裁ということで、名称が宮古島市社会教育団体等育成補助金交付要綱ということで、いわゆる教育長決裁の内規ですと業務をやっていましたが、補助金の交付に関してはやはりきちんと例規として定めることが適當ということで、今回内容を整理しております。 ちなみに、簡単にお話ししますと、今御覧いただいている第3条のところ、交付対象団体ということで青少年育成市民会議、それから宮古島市子ども会育成連絡協議会、いわゆる市子連、それから宮古地区婦人連合会、宮古地区PTA連合会、宮古島市スポーツ協会ということで、文化協会に関しては別途また要綱が定められていますので、文化協会を除いた社会教育団体に関する規定をここで改めて定めようというところです。 現在運用している平成18年の教育長決裁に基づく要綱は、団体育成補助金となっているんですね。ただ、これは要綱を定める前からこの団体は既に存在していて、もう長年活動をされていて、財政基盤はともかく、活動実績はしっかりとあるということを考えると、団体として育成するというような位置づけはおかしいのではなかろうかということで、名称を社会教育活動補助金という形にしまして、本文をそのように改めております。 それでは、読み上げて説明したいと思います。

(資料を読み上げて説明)

生涯学習振興課 梶原課長	<p>ちなみに、その他の団体というのは今回あえて入れませんでした。補助金が欲しいという問い合わせが時々来るのですけれども、この先財源が非常に限られてきます。社会教育というのは第2条で定義づけてあるのですけれども、補助金を交付する、しないというのは、やはり長年活動して、宮古にしっかり定着しているというところで、あらかじめきちっと名前を挙げて、どうしても必要であれば例規の改正で対応するということを考えております。</p> <p>続けます。</p> <p>(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>これまでの状況も含めて説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑があればお願ひします。</p>
平良委員	<p>3ページの実績報告のところの第10条から4行目、「関係書類を添えて」ってありますね。前の方言のところの3ページを開いてください。実績報告では、第9条から2行目に、「次に掲げる書類を添えて」という表現方法が違っていて、この関係書類って何を指すのかというのがよく分からぬので、「次に掲げる書類を添えて」という言葉に直したら理解しやすいのかなって思いました。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>ご指摘のとおりでございます。修正したいと思います。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>ほかに質疑はございませんか。大丈夫でしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>それでは、平良委員からご指摘のあった部分を修正して、可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>それでは、「議案第53号 宮古島市社会教育活動補助金交付要綱の制定について」は、ご指摘箇所を修正して可決といたします。</p>

前泊教育長職務 代理者	<p>次に、日程第6「議案第54号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 梶原課長	<p>「議案第54号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について」です。</p> <p>提案理由、宮古島市文化ホール条例の一部改正に伴い、後納についての規定を整備するためには、宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する必要があるので、本案を提案します。</p> <p>3月議会で文化ホール条例の一部を改正しました。改正した文書は非常に簡単なわけですけれども、これまで文化ホールの利用料金、実は利用料金って2つあるのですけれども、ホール自体を借りるという利用料金本体の部分、それから附帯設備として、例えばマイクだとか、照明だとか、いろんな器具、設備、備品があるのですが、それは別で料金が設定されているのです。これまで文化ホール本体については前払い、附帯設備については大体事前に打合せはするのですけれども、利用者実績に応じて附帯設備の料金について後払いという形で規定してあります。</p> <p>今回、その条例本体のほうから附帯施設の料金後払いの文言を全部削除しまして、全て前納という形にしました。理由は、いわゆる不払いの防止です。これまでのところ、ほとんどの方はちゃんと使った後の料金も払ってくださっているのですけれども、なかなか支払いに応じてくれない方もいらっしゃって、そのときこちらの事務も増えますので、これもやはり原則前払いという形にしていただいて、いわゆる滞納というのがないようにしたいという趣旨でございます。</p>
	<p>(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>改正に至った経緯と併せ、説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料を確認していただき、質疑があればお願ひします。</p>
中尾委員	<p>先ほどのご説明の中で、条例本体の変更があったので、この施行規則も変えるということなのですが、条例の中でのご説明は後納という部分が全てなくなったということをおっしゃっていたのですが、この施行規則では条例に基づいてという第10条第3項というのがちょっと分からぬのですが、ど</p>

	ういった内容をお願いします。
生涯学習振興課 梶原課長	<p>条例の第10条の第2項のところ、「利用者は、利用の許可を受けた際に、利用料を教育長に前納しなければならない」というふうに書いてあるのですが、ただし書としまして、「附属設備使用料は、使用後に納付する」というのが現行なのです。この代わりに、第3項のところで、「前項の規定にかかわらず、教育長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納とすることができる」というふうにしております。</p> <p>ただし、文化ホール本体の使用料自体は、原則前納というのは、これは変わらないのですけれども、それに関する部分が今規則の中の第1号と第2号がホール本体に関するものでございます。附属設備使用料を含めても滞納性がない場合は後納と認めてよろしいでしょうということで対応しようということを考えております。</p>
中尾委員	ということは、条例の第3項に基づく教育長が認めるという場合が、今ここで挙げられているものという認識でよろしいですか。
生涯学習振興課 梶原課長	教育長が認める場合の基準ということになります。
中尾委員	分かりました。ありがとうございます。
前泊教育長職務 代理者	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
前泊教育長職務 代理者	それでは、「議案第54号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。
前泊教育長職務 代理者	次に、日程第7「議案第55号 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正について」を議題とします。

	<p>それでは、説明をお願いします。</p>
学校教育課 村上課長	<p>「議案第55号 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正について」。</p> <p>提案理由として、令和7年度より外国語指導助手の「報酬額」、「子の看護休暇に対する対象児童の要件変更」及び「介護休暇に関する条件（雇用期間）の廃止」について変更となるため、規則の一部を改正する必要があるので本案を提案します。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。一部改正の理由というところで、宮古島市教育委員会は、総務省、外務省、文部科学省による語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し、外国語指導助手を招致している。3省の連名で報酬改定について通知が来ているので、報酬を支給するに当たり、宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する必要があるということになりました。</p> <p>また、外国語指導助手は会計年度任用職員扱いとなっているため、人事院規則の一部改正に基づいて、子の看護休暇や短期介護休暇に関する条件を変更、削除する必要が生まれたということになります。</p>
	<p>(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>新旧対照表が出されておりますので、資料をご確認いただき、質疑があればお願いします。質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>それでは、「議案第55号 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>次に、日程第8「議案第56号 宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。</p>

学校教育課 村上課長	<p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>「議案第56号 宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について」。</p> <p>提案理由、令和7年度より補助対象経費に「児童生徒、指導者の派遣に要した宿泊費」を加えるため、要綱の一部改正が必要なため、本案を提案します。</p> <p>(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑があればお願いします。</p>
平良委員 学校教育課 伊川係長	<p>一部改正ということで、児童生徒、指導者にとっては非常に助かるなと思います。ただ、気になるのは財源のほうなのですが、大丈夫なのでしょうか。</p> <p>一括交付金とふるさと納税の分で予算はいただくことになっております。どちらでも持たない端数分については、僅かですが、一般財源を活用させていただくことになっています。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>それでは、「議案第56号 宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>次に、日程第9「議案第57号 宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
教育総務課 譜久島主事	<p>教育総務課の譜久島です。よろしくお願ひいたします。議案第57号につ</p>

	<p>いて説明いたします。</p> <p>「議案第57号 宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱の一部改正について」、上記の議案を別紙のように提案する。</p> <p>提案理由、宮古島市教育事務事業点検評価のために置かれる外部評価委員の任期について、現行の「1年」から「委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで」の任期に変更するには要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提案いたします。</p>
	<p>(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料を確認していただき、質疑があればお願ひします。</p>
中尾委員 教育総務課 譜久島主事	<p>この変更する理由を教えてください。</p> <p>改正する理由を述べずに申し訳ございません。理由といたしましては、事務事業点検評価実施も年度内に終わりますので、それに合わせて任期を設定する、任期を1年としますと、年度をまたいでの任期となっていたので、これを、その属する年度の末日までということで改正したいと思っております。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>それでは、「議案第57号 宮古島市教育事務事業点検評価実施要綱の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>次に、日程第10「報告第8号 臨時代理処分の報告について（令和7年度宮古島市教育委員会職員の人事異動（追加）について）」です。</p> <p>それでは、担当より報告をお願いします。</p>

教育総務課 平良課長	<p>それでは、「報告第8号 臨時代理処分の報告について（令和7年度宮古島市教育委員会職員の人事異動（追加）について）」、上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により、宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により、臨時に代理することとしたので、これを報告し、承認を求める。</p>
	<p style="text-align: center;">(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>説明が終わりました。人事異動の追加があったということです。 お手元の資料を確認していただき、質疑があればお願ひします。</p>
中尾委員	<p>一応念のための確認なのですが、これも臨時代理処分の報告ということなので、もう決定事項で進んでいるのでいいのかなと思うのですが、通常の人事案件は秘密会になるのが多いのかなと思うので、この辺はどうですか。</p>
教育総務課 我如古係長	<p>新聞報道でもすでに出ていますので、秘密会にはしませんでした。</p>
中尾委員	<p>もうそれは大丈夫と。</p>
教育総務課 我如古係長	<p>はい。</p>
中尾委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>質疑がなければ、「報告第8号 臨時代理処分の報告について（令和7年度宮古島市教育委員会職員の人事異動（追加）について）」は承認としてよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>

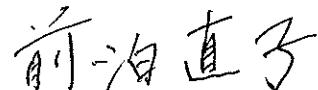
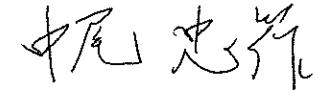
前泊教育長職務 代理者	<p>それでは、「報告第8号 臨時代理処分の報告について（令和7年度宮古島市教育委員会職員の人事異動（追加）について）」は承認とします。</p> <p>(「休憩をお願いします」の声あり)</p>
前泊教育長職務 代理者	休憩します。
前泊教育長職務 代理者	再開します。
前泊教育長職務 代理者	<p>次に、日程第11「その他 令和7年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について」です。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
教育総務課 平良課長	<p>すみません、ご説明の前に資料の差し替えと、訂正がございます。</p> <p>ただいま資料を差し替えさせていただきました。それに、表紙の一番左のほうに「令和6年度」とありますが、こちらは「令和7年度」の間違いです。 申し訳ございません。「令和7年度」に訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、令和7年度当初予算資料についてご説明を申し上げます。</p> <p>(資料を読み上げて説明)</p>
前泊教育長職務 代理者	<p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料を確認していただき、質疑があればお願いします。</p>
中尾委員	1個だけなのですけれども、文化財の民間事業者による発掘調査について、当初予算ベースのですけれども、3000万円以上の減になっているのですが、これは決算ベースというか、補正ベースでの当初予算の組み方ですか、それとも単純に減るだろうということですか。
生涯学習部 天久部長	<p>違います。</p> <p>申請を出して、届出に合わせた発掘の予算を確保するんですね。今その届出に合わせて見直しを行ってまして、なので令和6年度も補正減をしたので、令和7年度も当初から減という形です。</p>

中尾委員	わかりました。
前泊教育長職務 代理者	ほかに質疑はございませんか。 (質疑なし)
前泊教育長職務 代理者	一応報告ですので、また次回の委員会ででも何かありましたら質疑をして もいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。 令和 7 年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について報告を終わりま す。
前泊教育長職務 代理者	次に、日程第 12 「その他 令和 7 年度宮古島市未来創造センター長及び 宮古島市立教育研究所所長の任用について」です。 令和 7 年度宮古島市未来創造センター長及び宮古島市立教育研究所所長の 任用については、人事に関する案件となりますので、宮古島市教育委員会会 議規則第 9 条の規定により、秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ござ いませんか。
前泊教育長職務 代理者	(異議なし) ご異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第 9 条の規定により、「令 和 7 年度宮古島市未来創造センター長及び宮古島市立教育研究所所長の任 用について」の審議は秘密会にすることに決定しました。関係者以外は退席 をお願いします。
前泊教育長職務 代理者	(秘密会につき会議録省略) ここで秘密会を解きます。
前泊教育長職務 代理者	「令和 7 年度宮古島市未来創造センター長及び宮古島市立教育研究所所長 の任用について」はお知らせのとおりとなります。 根間委員から先ほどその他について申出がありましたので、お願ひしま す。

根間委員	<p>議案として出すのが適切なのか、いつもの情報交換という場でやるのが適切なのかちょっと不勉強なので分からぬのですけれども、適切でなかったら普通の情報交換として行ってもらえたと思うのですけれども、もうご存じかもしれないけれども、経済産業省のほうが出している教員の働き方改革支援補助金というのが昨年度もあって、今年も名前を変えて、使える予算としてあります。これは、いわゆる民間事業者の力を借りながら、先生方の働き方改革を進めるような取組のものですけれども、いわゆる学校とか施設、自治体の負担なしで民間事業者の力を借りながら探究学習の教材を開発するであったり、授業を代行してもらうであったり、そういうものに使えるものらしいです。一部学校の先生方にも聞いたところ、あまりまだ知らない先生が多いようです。何か取組をしたいけれども、学校自体にはあまり予算がないから新しいことはできないということも聞いていますので、負担ゼロで民間事業者の力を借りられるというものをもし推進したいというか、やりたいなと思った学校があれば、ぜひ周知してみてもらいたいなと思っています。</p> <p>通常のものだったら、大体教育委員会が申請するというものなのですけれども、これは、学校単位で申請することができます。ただし、やっぱり教育委員会にはきちんと窓口として資料等を提出しないといけないという立てつけにもなっているものなので、窓口として、結局やりたいとなつたときに、どこに相談していいか分からないということが結構いろんな自治体で起きているらしいので、宮古島市として、例えば、やりたいと手が挙がった学校が相談できる窓口は一体どこかなというところを、現状進んでいるがあれば教えてほしいということと、もしないのであれば、担当を設置することを検討してみていただけないかなと思って、情報提供です。</p>
前泊教育長職務代理者	
中尾委員	
根間委員	

	<p>経産省が出しますよというようなものですし、あと先生方の働き方改革というものが目的なので、結構煩雑な事務作業とか、こういうものを事業者が代行してくれるということになっているので先生方にしてもみたら、新しく何か探究とか求められてはいるのですけれども、なかなか何からやっていいか分からぬとか、そもそも授業研究の時間が取れない先生方がとても多い。その中で、予算とか手間暇かけずに、ほかの民間事業者の力が借りられるという立てつけのものなのです。</p> <p>昨年、実は島の高等学院のほうで使わせてもらって、これフリースクールとか、オルタナティブスクールとか、そっちにも適用できるような結構幅広いもので、名前を変えて今年もまた実施するということなので、使用してみてすごくよかったなというのもあるので、ぜひ小中学校で興味がある先生方がいたら、進めてみてほしいなと思っています。</p> <p>ただ、高校から上は直接学校と事業者とでやり取りができるのですけれども、小中の場合はどうしても教育委員会を一部挟んでやらないといけないということなので、繰り返しになるのですけれども、窓口がない自治体もあるということなので、その辺も資料を見てもらって整えてもらえたらい思います。説明会をしたときの説明資料、アーカイブが残っているので、ホームページを見てみてもらえたなら出てくるかなと思います。</p>
前泊教育長職務代理者	課長、現在、委員会の中でこういう外部の資金を使いたい、申請をしたいという時の窓口みたいなのはありますか。もしやるとしたら、形としては、一応学校教育課を通すのですよね。
学校教育課 村上課長	どれに該当しているのかがちょっと僕が把握できていませんけれども、探究的な学びとか高度化の部分では、これ経産省からですよね。
根間委員 学校教育課 村上課長	そうです。 委員会が窓口としてつなぐという感じの作業をしてくれさえすれば、学校独自で応募できるという形のものがあるというのは聞いていて、それに対してのアプローチは学校としてやってはいけないので、これなのか定かではないのですけれども、平良中学校さんが少しその辺で、もし何かあつたら相談するねという話は投げてもらっています。もしかしたらこれに関して、県のほうも動きがあるかもしれません。

前泊教育長職務 代理者	では、私たちももう一度しっかりと内容を見て、また検討していかなければと思いますし、次の定例会でもまた話題にできればと思います。
中尾委員	こういう学校の話だけではなくて全部そうなのですけれども、いわゆる2つあって、いわゆる申請はするのだけれども、本当に教育委員会でもいいのですが、市側がそれを取りまとめて自分たちが申請して、一般予算として入れ込んでから交付するやり方と、単純に印鑑だけ、いわゆるお墨つきもらえば、後はこちらでやりますねという2つがあるのです。この辺が、だからものすごく明確になっていなくて、市の中でも。結局は何かしら民間事業者がこういう補助を取りたいというときも結構たらい回し状態になっているので、これもし本当にやるときは少し勉強してからではないと、また、うちはここまで、ここは学校でというのを明確にしないと、何かまたたらい回しみたいな、根間さんのところは高校だからできるのですけれども、結局これ学校長なり、担当の先生なりが来て、たらい回しになつたら、また目も当てられない状況になるなど、ここだけですけれども、そういう目に遭ったことが何回もあるものですから。
前泊教育長職務 代理者	私は今関わってみて、教職員だけでなく教育委員会も働き方改革は非常に必要かなと感じております。お互いもうちょっと調べてから、また情報交換していけたらいいかなと思います。
根間委員	ありがとうございます。
前泊教育長職務 代理者	貴重な資料をありがとうございました。
根間委員	これとまた別なのですけれども、いいですか。 昨年からDXフェローの方が就任していただき、いわゆる学校の先生方が希望すれば、グーグルワークスペースの使い方の研修等々を受けることができるというのが、一応その準備としてはできていると思うのです。先生方のほうにAIも使えるようになっていると、だんだん進んできているというのを聞いてはいるのです。これ単純な質問でもあるのですけれども、そういう研修を受けたいとか思った先生がいるとなつたときに、これも、どこに伝えて申請をすれば研修が受けられるとか、そういう準備があるのかということを教えてください。

学校教育課 村上課長	<p>グーグルさん自体がそれを持っていて、直で先生がグーグルさんとのやり取りです。</p> <p>直で研修を受けられるんですね。初級編とか中級編とかランクがあって、それをグーグルさんは学校の先生方に関してはウエルカムで、無償でできるんですね、ある段階までは。ライセンスを取得するとかいうところまでいきたいという思う先生は、ちょっと出費が出るかもしれないですけれども、これは、そのアナウンスも実は学校現場にはしてあって、もしグーグルさんのもので上を目指したい先生はそういうふうにできますよというアナウンスまではしてあります。そこからどう進んでいるかというのはちょっと把握できていないのですけれども、ただ委員会が今やっているのは、グーグルさんと連携して無償なのですけれども、自治体で20名以上集められたらできるとか、そういう条件で昨年は開催したんですね。そんな形で、無償の研修なんかをグーグルさんは結構積極的にやられているのですけれども、何かちょっと様相が変わってきていて、端末は入替えが起こりますよね。今、国は何か自治体の一括での調達、自治体というか、県での一括調達というのを目指しながらやっているのですけれども、その中でグーグルさんを選んだ自治体で、ある条件の部分を取り入れた自治体に関してはやりますみたいな感じになってきているのです。今年度まではそんな感じではなかったですけれども、次年度以降、何かそんなことが起こりそうなので、ちょっとその辺の変化が起こってくるかもしれません。無料でできるのか、そういう自治体の教員だけを受け入れるのかとか、何か変わってきそうな感じがあって、今後また情報提供できればと思います。</p>
根間委員	ありがとうございます。
前泊教育長職務 代理者	<p>以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで令和6年度第12回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
	<p>教育長職務代理者  会議録署名委員 </p>